

守谷市教育委員会定例会会議録 令和4年5月

1 日 時 令和4年5月26日（木） 午後1時30分～午後2時14分

2 場 所 守谷市立学校給食センター2階会議室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長	小林 伸穂
参事	奈幡 正
教育部次長兼生涯学習課長	福島 晶子
学校教育課長	前川 優子
教育指導課長	大場 邦宏
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	平塚 恒子

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第23号	守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について
議案第24号	守谷市教育支援委員会委員の委嘱について
議案第25号	守谷市図書館協議会委員の委嘱について
議案第26号	議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について (令和4年度守谷市一般会計補正予算(第1号))

1 開会宣言	教育長	午後 1 時 30 分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に寺田委員を指名する。
3 議決事項	教育長	議案第 23 号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について」説明を求める。
	学校教育課長	<p>就学援助費は、学校教育法第 19 条に基づき、生活保護を受給している、またはそれに近い状態にあるなど、経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費などの就学に必要な費用の一部を支給するための制度です。</p> <p>これまで市では、「市内に住所があり守谷市立小中学校に通っている、または通う予定の児童生徒の保護者」、「市内に住所があり市外の市町村立小中学校に通っている、または通う予定の児童生徒の保護者」、及び「市外に住所があり守谷市立小中学校に通っている、または通う予定の児童生徒の保護者」を交付対象としていましたが、茨城県の高等学校改革プランに基づき、近隣に県立の中高一貫校が大幅に増えてきたことから、市民の通学先としてこれらを加えるため、今回、要綱の一部を改正するものです。</p> <p>条文の変更としましては、交付対象者を規定する第 2 条第 2 項に第 3 号として、「守谷市に住所を有する児童生徒の保護者であって、当該児童生徒が、茨城県が設置する県立中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する場合」の条項を加えるものです。</p> <p>なお、国民の利益になる場合や権利義務に影響がない場合には、遡及適用を行うことができますので、令和 4 年 4 月 1 日から適用する予定です。</p>
	河原委員	<p>対象が広がることは良い。</p> <p>実際に該当する県立中学校の生徒はいるのか。</p>
	学校教育課長	前年度までに就学援助を受けて、令和 4 年度に県立中学校に進学した御家庭が 1 世帯ありますが、5 月の認定審査では、所得が基準を満たさず該当しま

	<p>せんでした。</p> <p>該当する保護者には、県立の中学校等も対象になることをお知らせしたいと考えています。</p>
河原委員	<p>市内の中学校と違い、該当する保護者への周知や連絡等、難しい面があるかと思うが、子どもにきちんと補助が行くようにお願いしたい。</p>
学校教育課長	<p>分かりました。</p>
椎名委員	<p>この就学援助は、守谷市に居住している方のみを対象としているのか。</p>
学校教育課長	<p>守谷市の場合、市外在住の方でも、守谷市立の中学校に在学していれば、関係する市町村との協議により対象になることがあります。</p>
椎名委員	<p>例えば、取手市に居住し、守谷市立小中学校に在学する児童生徒に対して、守谷市で就学援助を行うこともあるのか。</p>
学校教育課長	<p>取手市では、市内に住所を置く区域外就学者の保護者に対して、就学援助を行うといった要綱がありますので、取手市が援助を行うことになると思いますが、他市町村の場合には、協議により守谷市が援助する場合も考えられます。</p>
椎名委員	<p>市町村をまたいで通学する場合、市町村間において協議が必要になるということだと思うが、今回の場合は、県立中学校や義務教育学校（前期）に在学する場合であり、市町村立の小中学校ではないため、他市町村との協議は不要ではないか。</p>
学校教育課長	<p>県立の中学校に通う生徒へ就学援助を行う場合、県との協議は特にいませんが、その学校が存する自治体がどのような形で就学援助を行っているかを確認する必要があります。</p> <p>例えば、常総市にある水海道一高の附属中学校に在学する生徒の保護者に就学援助を行う場合、常総市が市内在住の人だけに限って援助しているのか、</p>

	<p>市外の人へも援助しているのかを確認する必要があります。</p> <p>守谷市は市民が市外の県立中学校に在学する場合も援助することができるため、その中学校が存する自治体と重複して援助することができないように、協議することになります。</p>
寺田委員	<p>以前から、守谷市に区域外就学している児童生徒の保護者に対しては、守谷市で就学援助を行い、守谷市から他市町村へ区域外就学している児童生徒の保護者には、他市町村が援助したりしている。このことから、他市町村との協議により、援助費の交付を行うこととされている。</p>
河原委員	県立学校でも、それはあり得るということか。
学校教育課長	はい。
寺田委員	準要保護の判定に係る基準額について、守谷市と近隣市町村との比較結果を伺いたい。
学校教育課長	<p>準要保護の判定基準額は、生活保護法の規定で設けられた生活保護の基準額と自治体ごとに定められた係数の積から求められるため、その額は近隣市町村間において異なります。</p> <p>また、生活保護の基準額は、地域特性等により生活に要する費用に地域差が生じることから、各地域において同一の生活水準を保障するため、級地制度による基準額の地域差が設けられています。守谷市は3級地の1に設定されており、近隣では、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市が同じ級地区分になります。</p> <p>これらの市の判定基準額を求めるための係数は、1.15から1.50の範囲にあり、守谷市は1.20と、これらの平均値(1.28)よりやや低く、少し厳しい設定となっています。</p>
寺田委員	守谷市の学校教育に対する理解や教育環境について、高い評価を受けている中、援助面で他市より劣っているようなことがあれば残念に思う。せめて、同水準であってほしい。

	<p>区域外就学において、他市町村では援助を受けられ、守谷市では受けられないといったことがないよう、近隣市町村の状況を調査し、必要に応じて基準の見直しを検討してほしい。</p>
学校教育課長	<p>係数を設定した経緯を踏まえて調査を行い、見直しが必要であれば検討したいと思います。</p>
河原委員	<p>以前は、全額国の補助金で運営されていたが、その後、市町村ごとの運営となり、基準額を収入や所得の何倍までとしたことから、各市基準額にばらつきが生じることになったと思う。</p> <p>その後も、予算に余裕がある自治体では、基準額を求めるための係数が割と甘めに、予算が厳しい自治体では辛めに設定されてきたというのが現状だと思う。</p> <p>守谷市は、基準が少し変更になっても、就学援助の対象者が大きく増減するような市ではないと思うので、平均的な水準に見直しても良いと思う。</p>
教育長	<p>今後の対応について、いろいろと意見が出されたので、それらを念頭に置きながら調査研究してほしい。</p>
教育長	<p>議案第23号「守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第24号「守谷市教育支援委員会委員の委嘱について」説明を求める。</p>
教育指導課長	<p>教育支援委員会は、特別支援を必要とする児童生徒及び未就学児童生徒への支援及び就学指導を検討する委員会です。年4回実施しており、今年度は、第1回の委員会を9月8日に予定しています。</p> <p>本案は、令和4年3月31日で前任の守谷市教育支援委員会委員の任期が満了となつたため、新たに委嘱するものです。</p>

河原委員	<p>毎年どのぐらいの児童生徒がこの委員会に諮られて就学指導を受けているのか。また、年間4回の会議で十分審議することができているのか伺いたい。</p>
教育指導課長	<p>昨年度は、未就学児48名、就学児童生徒84名の検討を行いました。4回の会議では、時間的になかなか厳しいところもありますが、適切に一人ひとりに応じた指導ができたと考えています。</p> <p>コロナ禍においては、委員の出席の仕方や会議方法を変え、また、説明する専門委員数を絞りながら取り組んでおり、この人数でも適正に把握できていると考えています。</p>
河原委員	<p>特別支援学級に在籍する児童生徒数及び特別支援学級数が増加傾向にあり、子どもたちの障がいの状況や就学指導に必要な情報を集め、丁寧に協議することが必要だと考えている。</p> <p>以前（勤務地で）、就学指導を必要とする児童生徒が増加したため、中学校区で分けないと十分検討する時間が確保できないという意見があり、地区を2つに分けて検討した経験がある。</p> <p>また、就学指導を受け入れない保護者や、重い障がいを持つお子さんを普通学級に在学させたい保護者とのトラブルも全国的にあるので、十分情報収集を行い、丁寧な会議と指導をお願いしたい。</p>
教育長	<p>参事には、教育支援委員会委員長の経験があったと思う。</p> <p>全体の流れや傾向について、報告してほしい。</p>
参事	<p>課長報告のとおり、対象者は増えています。その原因として、保護者の中に支援の考え方が定着してきたこと、就学前のお子さんへのアプローチが早くできるようになったことが考えられます。このほか、在籍に関わらない通級指導教室のお子さんの承認も始めていますので、そのような数になっています。</p> <p>対象者の増加に伴い、委員会の運営も工夫しています。</p> <p>まず、担当者には、判定につながる情報に焦点化して説明することを依頼しています。</p>

	<p>また、教育指導課の担当者、療育担当者、福祉部門の担当者及び支援センターで指導的助言をする者とで話し合い、事前に方向性を出しておくようにし、委員会でいきなりその子の方向性を検討するのではなく、事前に情報を共有し、ある程度分析をした上で、その子にとって最も適切な支援の在り方を助言できるようにしています。</p> <p>対象者が増えたことで、中途半端な審議とならないように、今後も慎重に審議できるようにしていきたいと考えています。</p>
河原委員	<p>実際、既に特別支援学校や養護学校に在籍していて、今後の状況を継続して検討する場合は、その子に関する情報もかなり集まっているため、十分協議できると思う。</p> <p>しかし、新たに小学校に入学する子どもで、保育園や幼稚園に行ってない場合、市の療育関係部署や言葉の教室、病院や保健所から幅広く情報を集めて、丁寧な審議を行うなど、保護者の理解とその子どもの最適な就学の指導ができるようお願いしたい。</p>
寺田委員	学級編制がスムーズに行えるよう、学校教育課への情報提供もお願いしたい。
教育長	議案第24号「守谷市教育支援委員会委員の委嘱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第25号「守谷市図書館協議会委員の委嘱について」説明を求める。
中央図書館長	<p>本案は、令和4年5月31日で守谷市図書館協議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。</p> <p>委員の候補者は、市が定める審議会委員等の選考に関する運用基準に基づき決定しています。</p> <p>この運用基準において、委員の再任は2回までとし、任期は9年以内を基本としています。</p> <p>しかしながら、再任の方の中には図書館協議会委</p>

	<p>員としては6期目の方がいますが、この方は所属が途中で変わっており、現所属におきましては2期目となります。</p> <p>学識経験のある者ということで、大学の先生がお二人、また、いわゆる充て職の方は、再任が多くなっていますが、図書館ボランティアから新しい方を選出し、全体のバランスを取っています。</p> <p>また、運用基準では女性の登用について、努力目標30%以上としていますが、当協議会では6割と、大幅に上回っています。</p>
寺田委員	再任の方について、所属が変わっている関係で3期以上になっているという話があったが、あくまで委員においての任期数だと思うので、今後は、なるべく運用基準に則り委嘱するようお願いしたい。
中央図書館長	考慮します。
教育長	議案第25号「守谷市図書館協議会委員の委嘱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第26号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」は、公表前の情報に関する案件のため非公開としたい。
各委員	異議なし
教育長	議案第26号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会所管分））について説明を求める。
	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項及び守谷市教育委員会会議規則（昭和30年教委規則第3号）第13条に基づき審査経過は非公開とする。</p> <p>（教育部長による説明）</p>

	教育長	議案第26号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第1号）（教育委員会所管分）」について採決する。
	採決結果	全員賛成可決
4 閉会宣言	教育長	<p>次回の定例会の日程 ・日時 令和4年6月27日（月） 午後1時30分～ ・場所 全員協議会室</p> <p>午後2時14分 閉会を宣言</p>

会議録署名人

吉田弓久